新 旧 対 照 表

(注) 下線部は変更点を示す。

改正後	改正前
電子申告・納税等開始(変更等)届出書 ^{税務署受付印}	電子申告·納税等開始(変更等)届出書 ^{税務署受付印}
□住所地・□居所地・□事業所等(個人の方は該当するものに✔を付してください。) (〒 —) 納 税 地	□住所地・□郡所地・□事業所等(個人の方は該当するものに ノ を付してください。)
平成 年 月 日 共 (電話番号) 住所又は居所 (〒 -) (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地 (電話番号) (フリガナ) 屋 号 (法人の場合)	平成 年 月 日 (電話番号) 住所又は居所 (〒 -) (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地 (電話番号) (フリガナ) 屋 場合(法人の場合) 場合(法人の場合)
法人等の名称 (フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名 (法人の場合)	 通法人等の名称 (フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名 (市 ー) 法代表者住所
本店又は主たる 事務所の名称 法 人 番 号 (事業内容) (事まり下記の	(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の名称 職 (事業内容) 人生 年 月 日 ■ 五規関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条の規定により下記の とおり届け出ます。
とおり届け出ます。 記 開 如 中告・納税等手続 (利用区分) (注) 利用する内容に応じていずれかに✓を付してください。 □ 暗証番号等の再発行 □ 特定納税専用手続 で 要 更 ・ 一 ・ 税務代理による利用の開始 の ・ 税務代理による利用の開始 の ・ 税務代理による利用の取りやめ 電子証明書の更新等 □ 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ (注) 変更する内容に応じて✓を付してください。	記 開 始 □ 申告・納税等手続 □ 特定納税専用手続 (利用区分) (注) 利用する内容に応じていずれかに✔を付してください。 □ 暗証番号等の再発行 □ 納税用確認番号等の再発行 □ 特定納税専用手続→申告・納税等手続 □ 申告・納税等手続→特定納税専用手続 変 更 等 □ 税務代理による利用の開始 □ 税務代理による利用の取りやめ □ 電子証明書の更新等 □ 国稅電子申告・納稅システムの利用の取りやめ (注)変更する内容に応じて✔を付してください。
参 考 事 項	参 考 事 項 税 理 士 等 (電話番号)
※整理番号	※整理番号 1 <t< td=""></t<>

電子申告・納税等開始(変更等)届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」といいます。) により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。 (注) 暗証番号の忘失等により、再発行を受ける場合にも届出が必要になります。
- 2 この届出書は、個人の方は所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)の納税 地、法人は法人税の納税地(法人の支店等は各税法に規定する納税地)を所轄 する税務署長に提出してください。
 - (注) 1 税務署ではこの届出書に基づいて、e-Tax を利用するために必要な 次の番号等を通知します。
 - (1) 「申告・納税等手続」を行う場合 利用者識別番号及び暗証番号
 - (2) 「特定納税専用手続」を行う場合 利用者識別番号、納税用確認番号及び納税用カナ氏名(名称)
 - 2 e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用 規約」(e-Tax ホームページ「http://www.e-tax.nta.go.jp」に掲載さ れています。)を必ずお読みください。
 - 3 新たに開業又は法人を設立した場合等においては、個人事業の開廃 業等届出書、法人設立届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出 書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通 法人となった旨の届出書及び営業等開始申告書等を別途提出してい ただく必要があります。

また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所 得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長される ことはありませんので、ご注意ください。

4 e-Tax を利用するためには、利用者識別番号及び暗証番号等の交付を受ける必要があり、利用者識別番号等の交付を受けた後に利用可能となります。

3 各欄は、次により記載してください。

電子申告・納税等開始(変更等) 届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」といいます。) により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。 (注) 暗証番号の忘失等により、再発行を受ける場合にも届出が必要になりま す。
- 2 この届出書は、個人の方は所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)の納税 地、法人は法人税の納税地(法人の支店等は各税法に規定する納税地)を所轄 する税務署長に提出してください。
 - (注) 1 税務署ではこの届出書に基づいて、e-Tax を利用するために必要な 次の番号等を通知します。
 - (1) 「申告・納税等手続」を行う場合 利用者識別番号及び暗証番号
 - (2) 「特定納税専用手続」を行う場合 利用者識別番号、納税用確認番号及び納税用カナ氏名(名称)
 - 2 e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用 規約」(e-Tax ホームページ「http://www.e-tax.nta.go.jp」に掲載さ れています。)を必ずお読みください。
 - 3 新たに開業又は法人を設立した場合等においては、個人事業の開廃 業等届出書、法人設立届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出 書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通 法人となった旨の届出書及び営業等開始申告書等を別途提出してい ただく必要があります。

また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所 得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長される ことはありませんので、ご注意ください。

- 4 e-Tax を利用するためには、利用者識別番号及び暗証番号等の交付を受ける必要があり、利用者識別番号等の交付を受けた後に利用可能となります。
- 3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 個人の方の場合、「納税地」欄の該当する□に✔を付してください。
- (2) 法人の場合、「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出 の対象となる所在地を記載してください。

(注)納税地がマンション(アパート)等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。

(記載例)○○町×丁目□番△号 ○○マンション××号室

(3) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の名称」欄に本店等の名称を記載してください。

なお、「法人等の名称」欄と同一の場合には記載は不要です。

(4) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、「納税地」欄と同一の場合には記載は不要です。

- (5) 「法人番号」欄には、法人番号 (13 桁) を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には記載は不要です。
- (6) 「届出の内容」欄は該当する□に✔を付してください。
- (7) 「参考事項」欄は、次の事項について記載してください。
 - イ 暗証番号等の再発行又は納税用確認番号等の再発行を受ける場合には その理由
 - ロ 税務代理による利用を行う弁護士(弁護士法人を含む。)等である場合 には、「税務代理による利用」
 - ハ その他連絡先等の参考となる事項

4 その他

- (1) e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は 送付されません。
- (2) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。

- (1) 個人の方の場合、「納税地」欄の該当する□に✓を付してください。
- (2) 法人の場合、「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出 の対象となる所在地を記載してください。

(注)納税地がマンション (アパート)等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。

(記載例)○○町×丁目□番△号 ○○マンション××号室

(3) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の名称」欄に本店等の名称を記載してください。

なお、「法人等の名称」欄と同一の場合には記載は不要です。

(4) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の所在地」欄に本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、「納税地」欄と同一の場合には記載は不要です。

(新規)

- (5) 「届出の内容」欄は該当する□に✔を付してください。
- (6) 「参考事項」欄は、次の事項について記載してください。
 - イ 暗証番号等の再発行又は納税用確認番号等の再発行を受ける場合には その理由
 - ロ 税務代理による利用を行う弁護士(弁護士法人を含む。)等である場合 には、「税務代理による利用」
 - ハ その他連絡先等の参考となる事項

4 その他

- (1) e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は 送付されません。
- (2) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。